



東海市における土壤汚染について

1 主旨

医療法人贈恩会が、東海市内の同法人小嶋病院において、土壤汚染等調査を実施したところ、土壤汚染が判明したため、同法人から愛知県に報告があったもの。

また、愛知県は、同法人に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導するもの。

2 対象地点

愛知県東海市大田町後田99番1, 100番, 101番及び102番1の各一部

3 愛知県からの報告内容

別紙「東海市における土壤汚染について」（愛知県記者発表資料）のとおり

問合せ	環境経済部生活環境課 担当：井上・中平（いのうえ、なかひら） 052-603-2211、0562-33-1111（内線553・554）
-----	---

2024年2月20日（火）
愛知県知多県民事務所環境保全課
環境保全グループ
担当 川島、酒向
電話 0569-21-8111(代表)
内線 262、265
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 中根、荒木
内線 3050、3057
ダイヤルイン 052-954-6225

東海市における土壌汚染について

医療法人贈恩会^{ぞうおんかい}（知多市）が、東海市内の同法人小嶋病院において、土壌汚染等調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。県は、同法人に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

医療法人贈恩会

(2) 報告年月日

2024年2月20日（火）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県東海市大田町後田^{おおたまちうしろだ}99番1、100番、101番及び102番1の各一部

(4) 報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
ふっ素及び その化合物	2.1mg/L (2.6倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0～1.0m	6／38

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で条例に規定する土壌含有量基準に適合していました。

ウ 地下水

全ての調査地点で条例に規定する地下水基準に適合していました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装等で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌の掘削除去及び地下水モニタリングを実施する予定です。県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

3 事業者の連絡先

医療法人贈恩会

住所 愛知県知多市新知字永井2番地の1

電話 0562-32-2145

4 調査対象地の概要

(1) 調査対象地の面積

2,641.78 m²

(2) 調査対象地の利用状況

対象地は、1936年頃から病院の敷地の一部として利用されています。今回汚染が判明したふっ素及びその化合物の使用が確認されていますが、当該物質に係る漏洩事故の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・ ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯はんじょうしが発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg 以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)